

管理 No.	F116
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署:福祉部 介護福祉課
 (施設整備係 /内線:4756)

根拠区分	法律・ 条例	
許認可等の名称	指定地域密着型サービス事業者の指定	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	介護保険法 (平成9年法律第123号)
	根拠規定条項	78条2-1
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	介護保険法施行規則 (平成11年厚生省令第36号)
	基準規定条項	第131条の2の2～131条の8の2
	審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (主な基準) ・人員に関する基準（必要な職員及び職員数など） ・設備に関する基準（必要な部屋、面積など） ・運営に関する基準（サービスの内容等の運営上の基準など） ・地域主権一括法に関する介護保険施設等の基準に関する要項
標準処理期間 (経由機関の日数)		
本票の作成日	平成29年2月22日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	